平成 24 年２月 24 日

各　　位

会 社 名　リリカラ株式会社
代表者名　代表取締役社長　山 田 俊 之
（ＪＡＳＤＡＱ・コード９８２７）
問合せ先
役職・氏名　取締役常務執行役員総務本部担当　佐藤伸男
電話０３－３３６６－７８４５

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年２月 24 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年３月 29 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

当社が発行を可能としている株式のうち、A種無議決権種類株式及びB種無議決権種類株式につきましては、発行済株式が無く、今後における発行の計画も無いことから、これらを発行可能株式から除くものであります。

２．日程

取締役会決議	平成 24 年２月 24 日
株主総会開催予定日	平成 24 年３月 29 日
効力発生日	平成 24 年３月 29 日

以　上

（下線部分は変更箇所です。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章　株　　式	**第２章　株　　式**
（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、41,000,000株とし、当会社の普通株式、Ａ種無議決権種類株式およびＢ種無議決権種類株式の発行可能種類株式総数は次の通りとする。 1. 普通株式　34,500,000株 2. Ａ種無議決権種類株式　3,250,000株 3. Ｂ種無議決権種類株式　3,250,000株	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、41,000,000株とする。 〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉
（単元株式数） 第７条　当会社の普通株式、Ａ種無議決権種類株式およびＢ種無議決権種類株式の単元株式数は1,000株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は1,000株とする。
第８条～第９条　〈条文省略〉	第８条～第９条　〈現行どおり〉
（単元未満株式の売渡請求） 第10条　普通株式の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に請求することができる。	（単元未満株式の売渡請求） 第10条　単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に請求することができる。
（単元未満株主の権利） 第11条　当会社の普通株式の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3.　〈条文省略〉	（単元未満株主の権利） 第11条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3.　〈現行どおり〉
２　当会社のＡ種無議決権種類株式およびＢ種無議決権種類株式の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	〈削除〉
1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利	〈削除〉
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利	〈削除〉

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章の２　種 類 株 式 （Ａ種無議決権種類株式） 第12条　当会社の発行するＡ種無議決権種類株式の内容は以下のとおりとする（以下、本条において、「Ａ種株式」という。）。 1.　優先配当金当会社が剰余金の配当を行う場合、当会社は、Ａ種株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）またはＡ種株式の登録株式質権者（以下「Ａ種株式登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式登録株式質権者」という。）に先立つ剰余金の配当は行わない。但し、当会社は、払込期日を含む事業年度にかかる定時株主総会において剰余金の配当が決議される場合は、普通株主または普通株式登録株式質権者への剰余金の配当に先立ち、Ａ種株主に対し、普通株主または普通株式登録株式質権者に対して普通株式１株につき配当する額に払込期日から事業年度の末日までを分子とし、365日を分母とする数を乗じた額を配当する。なお、１円未満の端数を生じた場合には切り捨てるものとする。 2.　参加条項当会社が剰余金の配当をするときは、Ａ種株主またはＡ種株式登録株式質権者に対し、Ａ種株式１株につき、普通株主または普通株式登録株式質権者に対して普通株式１株につき支払う額と同額を、普通株主または普通株式登録株式質権者と同順位にて支払う。但し、払込期日を含む事業年度にかかる定時株主総会において決議される普通株主または普通株式登録株式質権者に対する剰余金の配当については、Ａ種株主に対する配当は行わない。	**〈削除〉** 〈削除〉

現　行　定　款	変　　更　　案
3.　議決権Ａ種株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、定款変更、事業譲渡または解散に関わる事項については、株主総会において特に議決権を有する。 4.　株式の併合等当会社は、Ａ種株式について、以下に定める場合を除き、株式の併合、分割、株式無償割当または新株予約権無償割当は行わない。 (1)　当会社が当会社の普通株式について併合、分割または株式無償割当（以下「普通株式の分割等」という。）を行う場合において普通株式の分割等と同一比率でのＡ種株式の併合、分割または無償割当が行われる場合 (2)　当会社が当会社の普通株式について新株予約権無償割当（以下「普通株式の新株予約権無償割当」という。）を行う場合において普通株式の新株予約権無償割当と同一比率でのＡ種株式の新株予約権無償割当が行われる場合 5.　普通株式を対価とする取得請求権 (1)　Ａ種株主は、2008年11月30日以降、当会社に対して、本条に定める条件で、当会社の普通株式の交付と引換にＡ種株式を取得するよう請求することができる。 (2)　当会社が、Ａ種株式の取得と引換えに発行すべき普通株式数は、取得の対象であるＡ種株式の払込総額を次号以下で定める取得価額で除した株式数とする。ただし、取得により発行すべき普通株式数の算出に際し、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。	

現　行　定　款	変　　更　　案
(3) 前号で算出に用いる取得価額は、当初においては260円とするが、Ａ種株式の払込期日以降、４号ないし９号に定める方法（以下、「調整式」という。）により調整されるものとする。ただし、調整式を用いて取得価額を計算した結果、調整後の取得価額（以下、「調整後取得価額」という。）と調整後取得価額が適用される前日において有効な取得価額（以下、「調整前取得価額」という。）の差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整を行わない（ただし、その後、取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額の調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を適用する。）。なお、かかる取得価額の調整に用いる調整式においては、既発行普通株式数および自己普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の前日における当会社の発行済普通株式数および自己普通株式数を使用するものとし、調整式を用いた計算においては円単位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入するものとする。 (4) Ａ種株式の取得請求権行使前90取引日目に始まる90取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。以下、「普通株式時価」という。）が当初取得価額を下回る場合、当該平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を調整後取得価額とする。ただし、かかる平均値が208円を下回る場合には、208円（以下「下限取得価額」という。）を調整後取得価額とする。	

現　行　定　款	変　　更　　案
(5) 株式の分割により普通株式を発行する場合、株式の分割のための株主割当日の翌日以降（ただし、株主総会の決議事項の承認を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降）適用される取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）は、調整前取得価額に株式分割前発行済株式数を株式分割後発行済株式数で除した割合を乗じた金額とすることにより調整する。なお、当会社は、株主総会の決議事項の承認を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに取得をなした者に対しては、調整前取得価額から調整後取得価額を減じた金額に当該期間内に調整前取得価額で発行された株式数を乗じた金額を調整後取得価額で除することにより算出される株式数の普通株式を新たに発行する。 (6) 普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生日以降の取得価額は、調整前取得価額に併合前発行済株式数を併合後発行済株式数で除した割合を乗じた金額とすることにより調整する。ただし、上記調整式においては、自己普通株式の数を含まないものとする。	

現　行　定　款	変　　更　　案
(7) 調整前取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または自己普通株式を処分する場合（但し、株式の分割、普通株式が交付される株式若しくは取得請求できる株式の取得請求または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は、その日の翌日以降）の取得価額は、既発行普通株式数から自己普通株式数を減じた数に、新規発行普通株式数に１株当たりの払込金額を乗じて調整前取得価額で除した数を加えた数を、既発行普通株式数から自己普通株式数を減じて新規発行普通株式数を加えた数で除し、調整前取得価額を乗じた金額とすることにより調整する。なお、自己普通株式処分の場合には、取得価額の調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己普通株式数」、「１株当たりの払込金額」は「１株当たりの処分価額」、「自己普通株式数」は「処分前自己普通株式数」とそれぞれ読み替えて調整するものとする。 (8) 調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式に取得請求される株式を発行または処分する場合、その払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合はその日の翌日以降）に適用される取得価額は、かかる株式の払込期日（株主割当日がある場合はその日）に、発行または処分される株式すべてが取得されたものとみなし、７号の取得価額の調整式において「１株当たりの払込金額」としてその株式の取得価額を使用して計算される金額とすることで調整する。但し、当該発行または処分される株式の取得価額がその払込期日または株主割当日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額が決定される日（以下、本号にお	

現　行　定　款	変　　更　　案
いて「取得価額決定日」という。）に、発行または処分される株式すべてが取得請求されたものとみなし、当該取得価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が所有する、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに取得請求される株式を処分する場合には、取得価額の調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「１株当たりの払込金額」は「１株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。 (9) 取得価額調整に使用する普通株式時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を発行する場合、その発行日の翌日以降（株主割当日がある場合はその日の翌日以降）に適用される取得価額は、かかる新株予約権の発行日（株主割当日がある場合はその日）に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、７号の取得価額の調整式において「１株当たりの払込金額」としてその新株予約権の行使により発行される普通株式１株当たりの払込金額を使用して計算される金額とすることで調整する。但し、当該新株予約権の行使価額がその発行日または株主割当日において確定しない場合、調整後取得価額は、行使価額が決定される日（以下、本号において「行使価額決定日」という。）に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、当該行使価額決定日の翌日以降これを適用する。 (10) 当会社は、４号ないし９号に掲げた事由によるほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少のために取得価額の調整を必要とする場合、その他当会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整を必要とする場合	

現　行　定　款	変　　更　　案
のいずれかに該当する場合には、取締役会が４号ないし９号に準じた調整として合理的と判断する取得価額に調整するものとする。 (11)取得請求受付場所は、当会社総務部とする。 (12)取得請求の効力は、取得請求書が上記(11)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。 6.　金銭を対価とする取得請求権 (1)　Ａ種株主は、当会社に対して、2009年11月30日以後、次号以下の条件に従い、当該Ａ種株式１株につき普通株式時価、または当該Ａ種株式１株につき普通株式時価、または当該Ａ種株式１株にかかる払込金額のいずれか大きい金額によりその保有するＡ種株式を取得することを請求することができる。 (2)　累積の取得請求上限株数は、当該Ａ種株式の払込期日から３年目の応当日以降４年目の応当日まではその保有するＡ種株式の50％、当該Ａ種株式の払込期日から４年目の応当日以降５年目の応当日までは75％、当該Ａ種株式の払込期日から５年目の応当日以降は100％とする。 (3)　Ａ種株式の金銭を対価とする取得請求権に基づく当会社によるＡ種株式の取得総額は、その上限を1,098,500,000円とし、下限を取得請求権の行使の対象となるＡ種株式にかかる払込金額の総額とする。 (4)　Ａ種株主は、会社法第461条の範囲を超えて、当会社に対し、Ａ種株式の取得を請求することはできないものとする。 (5)　取得請求受付場所は、当会社総務部とする。 (6)　取得請求の効力は、取得請求書が上記(5)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。 7.　普通株式を対価とする取得条項 (1)　当会社は、2012年11月30日（以下	

現　行　定　款	変　　更　　案
「強制取得日」という。）において、普通株式の交付と引換えに、Ａ種株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。但し、Ａ種株主が強制取得日以前に当該Ａ種株式について取得請求権を行使した場合は、取得請求権を行使済の当該Ａ種株式についてはこの限りではない。 (2) Ａ種株式の強制取得と引換えにＡ種株主に対して交付する普通株式の株式数は、Ａ種株主が保有するＡ種株式の払込金額の総額を強制取得価額（強制取得日に先立つ90取引日目に始まる90取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）で除して算出される株式数とし、交付する株式数の算出にあたり、１株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。 8. Ａ種株式の譲渡 Ａ種株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。 9. Ａ種株式の任意取得 当会社は、会社法第156条以下の手続に従い、いつでもＡ種株主と合意する金額でＡ種株式を買受けることができる。	
（Ｂ種無議決権種類株式） 第12条の２　当会社の発行するＢ種無議決権種類株式の内容は以下のとおりとする（以下、本条において「Ｂ種株式」という。）。 1. 議決権 Ｂ種株式を有する株主（以下「Ｂ種株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。ただし、会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、定款変更、事業譲渡または解散に関わる事項については、株主総会において特に議決権を有する。	〈削除〉

現　行　定　款	変　　更　　案
2.　株式の併合等 当会社は、Ｂ種株式について、以下に定める場合を除き、株式の併合、分割、株式無償割当または新株予約権無償割当は行わない。 (1)　当会社が当会社の普通株式の分割等を行う場合において普通株式の分割等と同一比率でのＢ種株式の分割、併合または無償割当が行われる場合 (2)　当会社が当会社の普通株式の新株予約権無償割当を行う場合において普通株式の新株予約権無償割当と同一比率でのＢ種株式の新株予約権無償割当が行われる場合 3.　普通株式を対価とする取得請求権 (1)　Ｂ種株主は、2008年11月30日またはＢ種株式が最初に発行された日から６ヶ月が経過した日のうち後に到来する日以降、当会社に対して、本条に定める条件で、当会社の普通株式の交付と引換にＢ種株式を取得するよう請求することができる。 (2)　当会社が、Ｂ種株式の取得と引換えに発行すべき普通株式数は、取得の対象であるＢ種株式の払込総額を次項以下で定める取得価額で除した株式数とする。ただし、取得により発行すべき普通株式数の算出に際し、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。 (3)　前号で算出に用いる取得価額は、Ｂ種株式の発行当初においては290円とするが、Ｂ種株式の払込期日以降、４号ないし９号に定める方法（以下、「調整式」という。）により調整されるものとする。ただし、調整式を用いて取得価額を計算した結果、調整後取得価額と調整前取得価額の差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整を行わない（ただし、その後、取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額の調整式	

現　行　定　款	変　　更　　案
中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を適用する。)。なお、かかる取得価額の調整に用いる調整式においては、既発行普通株式数および自己普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の前日における当会社の発行済普通株式数および自己普通株式数を使用するものとし、調整式を用いた計算においては円単位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入するものとする。 (4) Ｂ種株式の取得請求権行使前90取引日目に始まる90取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。以下、「普通株式時価」という。）が当初取得価額を下回る場合、当該平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を調整後取得価額とする。ただし、かかる平均値が232円を下回る場合には、232円（以下「下限取得価額」という。）を調整後取得価額とする。 (5) 株式の分割または無償割当により普通株式を発行する場合、株式の分割のための株主割当日の翌日以降（ただし、株主総会の決議事項の承認を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降）適用される取得価額（下限取得価額を含む。以下、同じ。）は、調整前取得価額（調整後取得価額が適用される前日において有効な取得価額をいうものとする。以下、同じ。）に株式分割または無償割当前発行済株式数を株式分割また	

現　行　定　款	変　　更　　案
は無償割当後発行済株式数で除した割合を乗じた金額とすることにより調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。以下、同じ。）。なお、当会社は、株主総会の決議事項の承認を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに取得をなした者に対しては、調整前取得価額から調整後取得価額を減じた金額に当該期間内に調整前取得価額で発行された株式数を乗じた金額を調整後取得価額で除することにより算出される株式数の普通株式を新たに発行する。 (6) 普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生日以降の取得価額は、調整前取得価額に併合前発行済株式数を併合後発行済株式数で除した割合を乗じた金額とすることにより調整する。ただし、上記調整式においては、自己普通株式の数を含まないものとする。 (7) 調整前取得価額を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または自己普通株式を処分する場合（但し、株式の分割、普通株式が交付される株式若しくは取得請求できる株式の取得請求または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は、その日の翌日以降）の取得価額は、既発行普通株式数から自己普通株式数を減じた数に、新規発行普通株式数に１株当たりの払込金額を乗じて調整前取得価額で除した数を加えた数を、既発行普通株式数から自己普通株式数を減じて新規発行普通株式数を加えた数で除し、調整前取得価額を乗じ	

現　行　定　款	変　　更　　案
た金額とすることにより調整する。なお、自己普通株式処分の場合には、取得価額の調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己普通株式数」、「１株当たりの払込金額」は「１株当たりの処分価額」、「自己普通株式数」は「処分前自己普通株式数」とそれぞれ読み替えて調整するものとする。 (8) 調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式に取得請求される株式を発行または処分する場合、その払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合はその日の翌日以降）に適用される取得価額は、かかる株式の払込期日（株主割当日がある場合はその日）に、発行または処分される株式すべてが取得されたものとみなし、７号の取得価額の調整式において「１株当たりの払込金額」としてその株式の取得価額を使用して計算される金額とすることで調整する。但し、当該発行または処分される株式の取得価額がその払込期日または株主割当日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額が決定される日（以下、本号において「取得価額決定日」という。）に、発行または処分される株式すべてが取得請求されたものとみなし、当該取得価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が所有する、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに取得請求される株式を処分する場合には、取得価額の調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「１株当たりの払込金額」は「１株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。 (9) 取得価額調整に使用する普通株式時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を発行する場合、その発行日の翌日以降（株主	

現　行　定　款	変　　更　　案
割当日がある場合はその日の翌日以降）に適用される取得価額は、かかる新株予約権の発行日（株主割当日がある場合はその日）に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、７号の取得価額の調整式において「１株当たりの払込金額」としてその新株予約権の行使により発行される普通株式１株当たりの払込金額を使用して計算される金額とすることで調整する。但し、当該新株予約権の行使価額がその発行日または株主割当日において確定しない場合、調整後取得価額は、行使価額が決定される日（以下、本号において「行使価額決定日」という。）に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、当該行使価額決定日の翌日以降これを適用する。 (10)当会社は、４号ないし９号に掲げた事由によるほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少のために取得価額の調整を必要とする場合、その他当会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整を必要とする場合のいずれかに該当する場合には、取締役会が４号ないし９号に準じた調整として合理的と判断する取得価額に調整するものとする。 (11)取得請求受付場所は、当会社総務部とする。 (12)取得請求の効力は、取得請求書が上記(11)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。 4.　金銭を対価とする取得請求権 (1)　Ｂ種株主は、当会社に対して、当該Ｂ種株式の発行日以降、次号以下の条件に従い、当該Ｂ種株式１株につき普通株式時価、または当該Ｂ種株式１株にかかる払込金額のいずれか大きい金額によりその保有するＢ種株式を取得することを請求することができる。	

現　行　定　款	変　　更　　案
(2) 累積の取得請求上限株数は、当該Ｂ種株式の払込期日から３年目の応当日以降４年目の応当日まではその保有するＢ種株式の50%、当該Ｂ種株式の払込期日から４年目の応当日以降５年目の応当日までは75%、当該Ｂ種株式の払込期日から５年目の応当日以降は100%とする。 (3) Ｂ種株式の金銭を対価とする取得請求権に基づく当会社によるＢ種株式の取得総額は、その上限を払込金額の1.3倍とし、下限を取得請求権の行使の対象となるＢ種株式にかかる払込金額の総額とする。 (4) Ｂ種株主は、会社法第461条の範囲を超えて、当会社に対し、Ｂ種株式の取得を請求することはできないものとする。 (5) 取得請求受付場所は、当会社総務部とする。 (6) 取得請求の効力は、取得請求書が上記(5)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。 5. 普通株式を対価とする取得条項 (1) 当会社は、2012年11月30日以降の取締役会が定めた日（以下「強制取得日」という。）において、普通株式の交付と引換えに、Ｂ種株式を、取得（以下「強制取得」という。）することができる。但し、Ｂ種株主が強制取得日以前に当該Ｂ種株式について取得請求権を行使した場合は、取得請求権を行使済の当該Ｂ種株式についてはこの限りではない。 (2) Ｂ種株式の強制取得と引換えにＢ種株主に対して交付する普通株式の株式数は、Ｂ種株主が保有するＢ種株式の払込金額の総額を強制取得価額（強制取得日に先立つ90取引日目に始まる90取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小	

現　行　定　款	変　　更　　案
数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）で除して算出される株式数とし、交付する株式数の算出にあたり、１株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。 6.　Ｂ種株式の譲渡 Ｂ種株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。 7.　Ｂ種株式の任意取得 当会社は、会社法第156条以下の手続に従い、いつでもＢ種株主と合意する金額でＢ種株式を買受けることができる。	
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
第13条～第19条　〈条文省略〉	第12条～第18条　〈現行どおり〉
(種類株主総会) 第20条　第16条、第19条および第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２　会社法第324条第２項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。	〈削除〉
第21条～第43条　〈条文省略〉	第19条～第41条　〈現行どおり〉